

山形県教育委員会告示第3号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。
令和6年2月16日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

- 1 登録年月日及び記号番号
令和6年2月8日
山形第2号
- 2 設置者の名称及び住所
公益財団法人山形美術館
山形市大手町1番63号
- 3 名称
山形美術館
- 4 所在地
山形市大手町1番63号